

議員提出議案第八号

半田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

半田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月二十日提出

提出者	半田市議会議員	岩田 玲子
同	同	石川 英之
賛成者	同	中村 和也
同	同	伊藤 正興
同	同	芳金 秀展
同	同	山田 清一
同	同	榑原 瑞輝
同	同	竹内 功治

半田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条、第五十四条及び第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下こ

の項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。